

前橋市こんにちは収集事業実施要項

1 こんにちは収集事業の趣旨

前橋市在住の人で、要介護認定を受けているなど一定の要件に該当し、家庭ごみをごみ集積場所に自ら出すことが困難であるとともに、親族や近隣住民によるごみ出しの協力が得られない独り暮らしの人を対象に、ごみの排出支援と安否確認のため、戸別収集とともに声掛けを行う事業です。

2 対象者

こんにちは収集事業の対象者は、次の(1)～(3)の要件を全て満たす人です。

(1) 次のア～エのいずれかに該当していること。

ア 介護保険の要支援若しくは要介護の認定を受けているか、又は介護予防・生活支援サービス事業対象者とされている人

イ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級で肢体不自由又は視覚障害の人

ウ 療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAの人

エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が1級の人

(2) 家庭ごみをごみ集積場所に自ら出すことが困難であるとともに、親族や近隣住民によるごみ出しの協力が得られないこと。

(3) 独り暮らしであること（同居者がいる場合は、同居者全員が(1)のア～エのいずれかに該当するときに限り、この要件を満たすものとします。）。

3 登録の申請

(1) 申請書の提出

次の窓口へ持参するか、又は郵送により申請書を提出してください。

ア 窓口

ごみ収集課（西部清掃事務所内）、ごみ政策課、長寿包括ケア課、介護保険課、障害福祉課、支所、市民サービスセンター

イ 郵送

〒371-0854 前橋市大渡町一丁目19-5 ごみ収集課（西部清掃事務所）宛

(2) 代理申請

登録を受けようとする人が何らかの事由で自ら申請できないときは、他の人が申請を代行することができます。

(3) 添付書類

申請書には、次の表に掲げる書類を添付してください。なお、同居者がいる場

合で2の(3)の要件を満たすときは、同居者の書類も添付してください。

区 分	書 類
介護保険の要支援若しくは要介護の認定を受けているか、又は介護予防・生活支援サービス事業対象者とされている人	介護保険被保険者証又は介護扶助決定通知の写し
身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級で肢体不自由又は視覚障害の人	身体障害者手帳の写し
療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAの人	療育手帳の写し
精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が1級の人	精神障害者保健福祉手帳の写し

4 審査及び調査

登録の申請があったときは、その内容について審査及び調査を行い、その結果を登録通知書（又は不登録通知書）により、申請者に通知します。

5 収集及び声掛けの実施

(1) 収集

登録者の住宅を市職員が訪問し、次のア〜クのごみを収集します。

ア 可燃ごみ

イ 不燃ごみ

ウ プラスチック製容器包装（プラ容器等）

エ 資源ごみ（びん、缶、ペットボトル等）

オ 危険ごみ（スプレー缶、カセットボンベ、ライター等）

カ 有害ごみ（乾電池、蛍光灯、水銀式体温計等）

キ 紙

ク 衣類等

(2) 声掛け

申請時に声掛けを希望した登録者に対しては、訪問時に安否確認の声掛けを行います。

6 ごみの排出方法

市が指定する収集日の午前8時30分までに、ごみを次の表に掲げる区分・方法により分別し、市が指定する場所（玄関先など）に排出してください。

区 分	分別・排出方法
(1) 可燃ごみ、不燃ごみ及びプラ容器	それぞれ分別し、前橋市指定袋（以下「指定袋」という。）に入れて排出すること。
(2) 資源ごみ	指定袋に入れて排出すること。
(3) 危険ごみ及び有害ごみ	指定袋以外の半透明の袋に入れて排出すること。
(4) 紙	新聞、雑誌、段ボール、雑古紙に分別して排出すること。
(5) 衣類等	指定袋又は透明若しくは半透明の袋に入れて排出すること。

7 収集の停止及び再開

(1) 収集の停止

登録者が外泊、旅行などのため一時的に収集を停止して欲しいときや、入院などのため長期にわたり収集を停止して欲しいときは、収集日の前日までに、ごみ収集課（電話 027-253-1009）に連絡してください。

(2) 収集の再開

収集を停止された登録者が収集の再開を求めるときは、ごみ収集課（電話027-253-1009）に連絡してください。

8 登録の変更及び解除

(1) 登録の変更

登録者は、申請の内容に変更があったときは、変更届により、遅滞なく窓口に出してください。

(2) 登録の解除

登録者が次のア～ウのいずれかに該当するときは、こんにちは収集の利用者の登録を解除し、登録者に通知します。

ア 対象者に該当しなくなったとき。

イ 不正な手段により利用者の登録を受けたとき。

ウ その他こんにちは収集を実施することが適当でないとき。

9 様式

- (1) こんにちは収集登録申請書（様式第 1 号）
- (2) こんにちは収集登録通知書（様式第 2 号）
- (3) こんにちは収集不登録通知書（様式第 3 号）
- (4) こんにちは収集変更届（様式第 4 号）
- (5) こんにちは収集利用者登録解除通知書（様式第 5 号）

10 本要項の制定及び施行

- (1) 制定 平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日
- (2) 施行 平成 2 9 年 4 月 1 日
- (3) 施行 平成 3 1 年 4 月 1 日
- (4) 施行 令和 4 年 4 月 1 日

11 経過措置

この要項が施行される日の前日までに、前橋市こんにちは収集事業実施要綱（平成 2 9 年 3 月 3 1 日限りで廃止）の規定によりなされた申請、登録その他の行為については、この要項の相当規定によりなされたものとみなします。